

# 第 1 回旧吉田茂邸活用検討会議資料

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

---

## 資 料

---

旧吉田茂邸活用検討会議について	資料 1
旧吉田茂邸活用検討会議設置要綱	資料 2
都市公園法抜粋	資料 3
旧吉田茂邸保存活用等経過概要	資料 4
旧吉田茂邸保存活用想定スケジュール	資料 5
旧吉田茂邸利活用検討業務委託概要について	資料 6
位置図	参考資料

大磯町企画室

メ

## 旧吉田茂邸活用検討会議について

### 1 設置主旨

本町にある「旧吉田茂邸」は、我が国の国際社会への復帰と繁栄の礎を築いた故吉田茂元首相が亡くなるまで過ごし、多くの政財界人が訪れ重要な決定がなされた戦後政治史の舞台であり、その歴史的価値や首都圏に残された貴重な緑としての価値は非常に高いものがあります。

神奈川県は、旧吉田茂邸を町と連携を図りながら、隣接する大磯城山公園と一体化し、県立都市公園として整備する方向で進めることとし、今後具体的な検討を行なっていくこととしております。

このたび、町では旧吉田茂邸の利活用方策について地元の皆様と協働して検討を行うため、旧吉田茂邸活用検討会議を設置しました。

今後、この検討会議を通じて建物部分のコンセプト・維持管理・利活用方法等をご検討いただく予定です。

また、同邸を県が買収するまでの間の所有者負担軽減策及び利活用方策についても、併せてご意見等をいただく予定です。

### 2 県・町の主な役割分担

県：用地買収、建物・備品等取得（西武鉄道より寄付予定）

庭園整備、建物修繕

県立都市公園として全体管理 等

町：建物部分の維持管理・利活用

地元調整 等

### 3 町が県立都市公園内の建物を維持管理する法的根拠

都市公園法第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

### 4 検討会議で検討する主な内容

○建物部分の維持管理・利活用のコンセプトと保存すべき建物の範囲・町の費用負担のあり方（※民間活力の活用も検討）

○旧吉田茂邸を拠点とした地域活性化方策の検討

○県が買収するまでの間の所有者負担軽減措置・利活用方策

○その他必要な事項

### 5 その他

オブザーバーとして県関係機関が出席

メ

## 旧吉田茂邸活用検討会議設置要綱

平成 18 年 10 月 31 日

大磯町告示第 98 号

(設置)

第 1 条 旧吉田茂邸について、町民との協働により活用の方策を検討するため、旧吉田茂邸活用検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 旧吉田茂邸の利活用方策について、町長に提言すること。
- (2) その他旧吉田茂邸の利活用に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 大磯町区長連絡協議会
- (2) 大磯町商工会
- (3) 大磯町観光協会
- (4) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、企画室において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

参考（第3条関係）

旧吉田茂邸活用検討会議委員名簿

平成18年11月10日現在

区 分	名 前	役 職 等
(1) 大磯町区長連絡協議会	関野 好一	会 長
	後藤 勲	副会長
(2) 大磯町商工会	重田 照夫	会 長
	石井 晴夫	事務局長
(3) 大磯町観光協会	井上 浩吉	会 長
	遠藤聰太郎	事務局長
(4) その他町長が必要と認める者	向井 英辨	西小磯西副区長
	鈴木 馨	中丸区長
	原田 義彦	教育委員会委員長
	荒金 謙次	大磯ガイドボランティア協会 会 長

事務局 大 磯 町 企画室、環境経済部経済観光課、都市整備部都市整備課、  
都市整備部まちづくり課、教育委員会郷土資料館

オブザーバー 神奈川県 企画部政策課、県土整備部都市整備公園課  
湘南地域県政総合センター企画県民部企画調整課  
平塚土木事務所道路都市部道路都市課

## 都市公園法 抜粋（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地

二 自然公園法 の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

## 第二章 都市公園の設置及び管理

### (都市公園の設置)

第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

### (都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

### (都市公園の設置基準)

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うものとする。

3 国が設置する都市公園（第二条第一項第二号ロに該当するものを除く。）については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

### (公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

### (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(兼用工作物の管理)

第五条の二 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(公園管理者の権限の代行)

第五条の三 前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

メ

## 資料 4

## 旧吉田茂邸保存活用等経過概要

平成18年11月10日現在

年 月 日	内 容	実施機関等
平成8年11月	湘南地域首長懇談会(プリンスホテルから町に対する吉田茂邸の買取要望を受け、県知事に保存について要望)	大磯町
平成9年9月	平成10年度神奈川県町村会個別要望(県に、旧吉田茂首相邸の県立大磯城山公園と一体化した整備・保存について要望)	大磯町
平成11年11月	県知事との懇談会(県知事に、旧吉田邸を中心とする緑の保全と文化財の保護について要望)	大磯町
平成14年8月	平成15年度神奈川県町村会個別要望(県に、吉田邸の保存について要望)	大磯町
平成15年8月	平成16年度神奈川県町村会個別要望(県に、吉田邸の保存について要望)	大磯町
平成17年4月	県に、国や県等公的機関での買い取り要望	西武不動産
平成17年8月	平成18年度神奈川県町村会個別要望(県に、歴史的建造物の保存・活用に対する協力・支援について要望)	大磯町
平成17年11月17日	安倍内閣官房長官に、「旧吉田茂邸」の整備・活用に向けた要望書を提出	神奈川県・大磯町
平成17年12月12日	「旧吉田邸」の保存・活用するための決議	大磯町議会
平成17年12月21日	旧吉田茂邸の整備・保全を求める意見書	神奈川県議会
平成18年1月23日	ウィークリー知事現場訪問で、県知事が旧吉田茂邸を訪問。町長同行。	神奈川県
平成18年2月10日 ～12日	第1回旧吉田茂邸見学会を開催(来場者2,624人)	大磯町・神奈川県
平成18年2月21日	旧吉田邸の保存・整備活用を求める意見書	大磯町議会
平成18年3月27日	県知事及び県議会議長に、「旧吉田茂邸」の保存・活用に向けた要望書を提出	大磯町区長連絡協議会 大磯町商工会
平成18年4月4日	鈴木官房副長官に内閣総理大臣あての「旧吉田茂邸」の保存・活用に向けた要望書を提出(署名者数51,868人)／議会の意見書を鈴木官房副長官に提出	大磯町議会 大磯町区長連絡協議会 大磯町商工会
平成18年4月14日 ～16日	第2回旧吉田茂邸庭園見学会を開催(来場者2,749人)	大磯町・神奈川県
平成18年4月19日	第1回旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト会議(旧吉田茂邸保存活用について)	大磯町

年 月 日	内 容	実施機関等
平成18年5月10日	第1回旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト支援等研究部会 (旧吉田茂邸保存活用の支援等について)	大磯町
平成18年5月12日 ～13日	第3回旧吉田茂邸庭園見学会(町民対象)を開催(来場者1,959人)	大磯町 区長連絡協議会
平成18年6月21日	第2回旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト支援等研究部会 (旧吉田茂邸保存活用の支援等について)	大磯町
平成18年6月28日	鈴木内閣官房副長官が旧吉田茂邸を視察	内閣府
平成18年7月18日	第3回旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト支援等研究部会 (旧吉田茂邸保存活用の支援等について)	大磯町
平成18年7月21日	鈴木政二内閣官房副長官に「旧吉田茂邸の整備・活用について」の文書を提出。	内閣府
平成18年8月4日	県及び町に対し、内閣官房から「旧吉田茂邸の保存・活用に関する検討報告」を提示(迎賓館等、国主導での整備は困難)	内閣府
	第2回旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト会議(研究部会の結果に基づく協議)	大磯町
平成18年8月8日	政策会議(プロジェクト会議の結果に基づく協議)	大磯町
平成18年8月28日	町長が県知事と、国の検討結果を受けた今後の対応策等について懇談	大磯町・神奈川県
平成18年9月25日	旧吉田茂邸に関する一般質問に対し、「国の補助制度も活用し、隣接する大磯城山公園と一体化した、県立都市公園として整備する方向で進める。」と答弁	県議会
平成18年9月27日	旧吉田茂邸保存活用特別委員会を設置	大磯町議会
平成18年10月2日	旧吉田茂邸保存活用特別委員会(1回目)	大磯町議会
平成18年10月13日	第3回旧吉田茂邸保存活用検討プロジェクト会議(旧吉田茂邸保存活用策について)	大磯町
平成18年11月1日	旧吉田茂邸活用検討会議設置	大磯町
平成18年11月10日	第1回旧吉田茂邸活用検討会議	大磯町

日程 内容	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度							
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
町の想定スケジュール 検討会議																				
建物活用コンセプト等を検討・提言																				
庁内プロジェクト																				
建物活用コンセプト等の調査研究等																				
利活用委託																				
調査委託																				
維持管理軽減策																				
有償借地、保全、一般開放等																				
県の想定スケジュール (参考)																				
都市計画手続き等																				
事前準備																				
都市計画手続き																				
事業認可																				
基本・実施設計																				
用地取得																				
整備工事																				

資料5

メ

## 旧吉田茂邸利活用検討業務委託概要について

### 1. 目的

神奈川県により都市公園としての整備が検討されている旧吉田茂邸について、大磯町が地域活性化の拠点施設としてどのような利活用が考えられるか総合的に検討し、今後の整備計画に向けての基礎資料作成を行う。各種文献資料の収集、分析、関連計画等の整理、現地調査及び周辺調査等を基に利活用手法の検討を行ない、旧吉田茂邸活用検討会議での協議内容を反映させて報告書を作成する。

### 2. 調査内容

- (1) 旧吉田茂邸建物の利活用方策について
- (2) 旧吉田茂邸を拠点とした地域活性化方策について
- (3) 概算事業費の算出

### 3. 委託期間

平成 18 年 11 月下旬～平成 19 年 3 月下旬（予定）

メ